



▲地域みんなで子どもを育てる環境づくりを目指します

**政策B 母性並びに乳幼児の健康の確保と増進**

(政策Bの取組内容は、第1章健康にかほ21と同じ)

**政策C 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

近年、少子化が大きな社会問題となっており、安心して子どもを産み育てる環境を

整備するとともに、次代を担う親の育成という観点から、小・中・高校生の生き方教育を親も含めて実施します。また、幼児期の教育の充実を図るとともに、家庭や地域社会ならびに学校とより連携を深め、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます。

**【政策を構成する施策】**

**C-1 次世代の親の育成**

次世代を担う親としての資質を育成し、未来への希望をもたせるようにします。また、親子ともに自らの生き方について学び、子どもを産み育てることの意義や大切さを理解させます。

**C-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備**

国際化社会、情報化社会など、多様化する社会の中で自主的に行動できる創造力豊かな人材を育成する教育を充実させるため、その基盤となる教育環境の整備を進めます。

**C-3 家庭や地域の教育力の向上**

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭、地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めるため、地域の資源や人材を活用して、子どもの多様な体験活動を実施します。

**C-4 子どもを取り巻く有害環境の改善**

豊かな人間関係と仲間づくり、社会参加の促進を図り、創造力と国際的視野を持つ青少年育成に努めるとともに、その阻害要因を取り除いていきます。また、県や関係機関と連絡調整し、子どもを取り巻く有害

環境の浄化についての法整備のため、広域的な連携を図ります。

**政策D 子育てを支援する生活環境の整備と子ども等の安全の確保**

子どもを安心して産み育てるために、居住環境、道路交通環境、建築物等の整備と防犯を考慮した地域社会の形成が必要です。このため、すべての家庭が安心して子育てができる、すべての人々が地域社会において健康で心豊かなゆとりある生活ができるような生活環境を整備します。

また、安全で安心して暮らすことができる社会の実現は、市民共通の願いです。防犯や交通安全の意識を高め、市民一人ひとりが人と人の絆を大切にしながら、互いに支え合い助け合い、安心して暮らすことが出来る地域社会を築いていきます。

**【政策を構成する施策】**

**D-1 やさしい生活環境基盤の整備**

子育てを支援するため、良質な住宅環境・居住環境等を整備するとともに、公共施設や道路施設は、子どもや子ども連れの親子が、安全・安心して外出できるやさしい生活環境基盤の整備を推進します。

**D-2 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進と安心で安全なまちづくりの推進**

全国的に子どもをねらった誘拐やいたずらなどの犯罪が増加しています。すべての

子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設は、犯罪の防止に配慮した環境設計を行っていくことが大切です。子どもの登下校時や遊び場等の安全・安心を確保するため、通学路の巡回、見守り活動、安全マップの作成や配布、危険個所の改善、その他児童等に対する安全情報の周知等を行います。

**D-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進**

歩行中や自転車乗車中の死傷者数の占める割合が高く、特に子供と高齢者の割合が高いことから、反射材用品等の活用の促進、街頭での歩行者に対する交通安全指導誘導活動の促進、交通ルール・マナーの理解向上等の促進を図ります。

**政策E 職業生活と家庭生活の両立の推進**

雇用情勢が厳しい中、労働条件・時間・配置等で子どものためになかなか休暇の取得ができない状況があります。育児休業制度の定着や労働時間の弾力化など、子育てしやすい職場づくりに向けた企業の取り組みの啓発を推進します。また、子育てしながら働く人を支援するため、多様な就業形態に対応できる保育サービスの充実や放課後児童の健全育成を充実させます。

**【政策を構成する施策】**

**E-1 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し**

男性を含めた子育てをしながら働く人を支援するため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供等について、国・県・関係機関と連携を図りながら推進します。

**E-2 仕事と子育ての両立の推進**

保育サービスおよび放課後児童健全育成事業の充実、ファミリーサポートセンター事業の導入等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、広報・啓発、情報提供を推進します。

**政策F 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進**

全国的に児童虐待の相談件数・事件は増加する傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を確保するため、児童虐待の早期発見と防止、親と子どもの問題行動に地域全体で対応できる体制づくりを推進します。

**【政策を構成する施策】**

**F-1 児童虐待防止対策の充実**

児童虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童が健全な心身の成長を図ることができるよう、要保護児童対策地域協議会を主体として、発生子防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケア等切れ目のない総合的な支援を推進します。

**市地域福祉計画策定委員会委員の紹介**

(敬称略)

▼子育て支援分科会

- 今野富士子 (大竹2区)
- 金子扶幾子 (両前寺)
- 多田奈留美 (下荒屋)
- 阿部 靖史 (関)
- 小関 弘子 (平沢)

▼高齢者支援分科会

- 村上 吉一 (平沢)
- 佐々木幹雄 (桜ヶ丘区)
- 中嶋 紀 (堀切区)
- 竹内 鈴枝 (平沢)
- 佐藤 郁子 (桜ヶ丘)

▼障害者支援分科会

- 水谷 安男 (平沢)
- 高橋 博 (琴浦)
- 金 清子 (大町)
- 澤田 昭幸 (武道島1区)

▼健康推進分科会

- 奥村 信明 (大塩越)
- 池田 眞子 (上荒屋)
- 伊藤 武久 (武道島2区)
- 佐々木和子 (南金浦区)
- 渡谷 久子 (平沢)

本紙では全文を掲載できませんが、市ホームページ (<http://www.city.nikaho.akita.jp>) では2月15日(土)23日の間、閲覧することができます。市民の皆さんのご意見を郵便(〒018-0049 にかほ市福祉事務所宛)、FAX(37-2135)、電子メール([fukushi@city.nikaho.akita.jp](mailto:fukushi@city.nikaho.akita.jp))のいずれかで、23日頃までお寄せください。